

件名	愛媛県港湾管理条例の一部を改正する条例
主管課	港湾海岸課
根拠法令等	国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成 16 年 4 月 14 日公布、平成 16 年 7 月 1 日施行） 1974 年の海上における人命の安全のための国際条約（SOLAS 条約）附属書

【改正の概要】

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律の施行に伴い、国際港湾施設の保安の確保のために必要な措置を実施する等のための一部改正

国際航海船舶...国際航海に従事する旅客船（13人以上の旅客定員を有するもの）又は総トン数が500トン以上の貨物船（漁船等は除く。）

国際港湾施設...国際埠頭施設（国際航海船舶の係留の用に供する岸壁その他の係留施設）及び国際水域施設（国際航海船舶の停泊の用に供する泊地その他の水域施設）

1 条例の目的に「保安」を追加

この条例は、港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）の規定により県が管理する港湾について、その管理及び利用の方法並びに施設の使用に対する規制等に関し、必要な規定を設け、港湾の保全並びに保安及び機能の確保を図ることを目的とする。

2 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律第 37 条（第 41 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく水域指標対応措置の実施の一環として、制限区域内への立ち入りを禁止

水域指標対応措置...国際埠頭施設の前面の泊地における制限区域の設定、人又は船舶が正当な理由なく制限区域に立ち入ることの防止、関係者との連絡調整等

(1) 何人も、制限区域（知事が指定する区域）内に、正当な理由なく、立ち入ることを禁止する旨を規定

(2) 制限区域の設定・解除・変更の手続を規定

3 港湾区域内に入出港する船舶を的確に把握するため、入出港の届出を義務付け

(1) 対象港湾...すべての県管理港湾

(2) 対象外船舶...総トン数 20 トン未満の日本船舶その他の規則で定める船舶

港則法の規定に基づく港長（海上保安部）への入出港の届出の対象外船舶と同一のもの（平水区域を航行区域とする船舶、旅客定期航路事業に使用される船舶で入港実績報告書等を知事に提出しているもの等）を規則で規定する

(3) 入出港の届出の受理に関する事務は、市町村が処理

施行日	公布日（ただし、3 については、公布の日から起算して 30 日を経過した日）
-----	--

【その他参考事項】

1 県内の港湾

	県管理	その他管理
重要港湾	4 港湾（三島川之江、東予、松山、宇和島）	2 港湾（新居浜、今治）
地方港湾	18 港湾	29 港湾
公告水域	1 港湾	

松山港外港地区等を除き、港湾の存する市町村にその管理を委託している。

2 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律に基づく港湾管理者の義務

制限区域内への人、車両等の出入りの管理、船舶に積み込まれる貨物の管理等の保安措置

フェンス、照明等の保安設備の設置

保安管理者の選任

保安措置の実施のための訓練

～ について取りまとめた保安規程の作成